

電子決済等代行業者に求める事項の基準

株式会社中京銀行（以下、当行）のシステムと連携する電子決済等代行業者は、以下の基準を満たすものとします。なお、当行がこれを変更する場合は、当行ホームページにてお知らせいたします。

1. 適格性

- (1) 電子決済等代行業者、その役員等が反社会的勢力に該当しないこと、または反社会的勢力との関係を有しないこと
- (2) 経営および財務の状況が電子決済等代行業に係るサービスの提供を継続的に行うために十分なものであると判断できること

2. 法令遵守体制

- (1) 電子決済等代行業者の登録を受けており、登録取消の恐れがあると判断すべき事由がないこと
- (2) 電子決済等代行業者において法令遵守等の管理監督体制が適切に整備されていること

3. 情報・セキュリティ管理

- (1) 情報・セキュリティ管理に関する責任の所在と対象範囲が明確であること
- (2) 情報・セキュリティ管理ルールが適切に整備されていること
- (3) 情報・セキュリティ管理体制の定着および周知が図られていること

4. 外部委託先管理

電子決済等代行業者が提供するサービスにおいて外部委託を行う場合、外部委託の管理体制が整備されていること

5. 利用者保護

利用者保護態勢や適切な利用者情報の管理体制を十分に備えていること

6. コンピュータ設備管理

- (1) コンピュータ設備における情報漏洩対策が適切であること
- (2) コンピュータ設備における情報・セキュリティ管理が適切であること

7. オフィス設備管理

オフィス設備における情報・セキュリティ管理が適切であること

8. システム開発・運用管理

- (1) システム開発・運用管理体制が適切に整備されていること
- (2) 内部および外部からの不正アクセスを防止する措置を講じていること

9. サービスシステムのセキュリティ機能

提供するサービスシステムのセキュリティ機能および情報取扱体制が適切に整備されていること

10. APIセキュリティ機能、API利用に関する説明責任

- (1) 認証に関わる機密情報の漏洩対策が行われていること
- (2) APIが想定外に利用されないよう、対策を講じていること
- (3) APIの利用に関して、サービス利用者に対する説明責任を果たしていること

以上